

●交付申請（エントリー）について

Q1-1 茨城県外の事業所において、一部茨城県内に供給先が存在する場合、本事業の対象先であるとの理解でよいのか。

A1-1 茨城県内の利用世帯が支援の対象ですので、事業所の県内外は問いません。

Q1-2 茨城県に顧客がいる営業所がいくつもある場合は、本社から申請するのか、営業所から申請するのか。

A1-2 本社から申請をお願いします。

Q1-3 交付申請時と実績報告時で、対象世帯数に差が出て問題ないか。

A1-3 多少の増減であれば問題ありません。交付申請時は、見込みの対象世帯数で大丈夫です。

Q1-4 旧簡易ガス事業も対象か。

A1-4 ＬＰガスの利用世帯であれば対象です。

●利用実績が無い場合

Q2-1 利用実績が無い（0 m³）場合は支援の対象か。

A2-1 対象外です。

●利用実績が少ない場合

Q3-1 使用量が1 m³未満の場合は対象になりますか。

A3-1 使用実績が確認できれば対象になります。ただし、基本＋従量料金の合計で税込660円未満の場合は対象外です。

Q3-2 使用量が0 m³の場合は対象外との事だが、使用量が少なく請求金額が600円以下の場合も値引き対象か。

A3-2 基本＋従量料金の合計が税込660円未満の場合は対象となりません。

●支援の対象について

Q4-1 屋号は事業所（例：〇〇理容店、△△鮮魚店）だが、実際は一般家庭で使っている場合は対象か。

A4-1 一般家庭で使っているのであれば、対象になります。

Q4-2 店舗兼住宅の場合は対象になるか。

A4-2 事業所部分と一般家庭部分が分けられないのであれば、対象になります。

Q4-3 対象先選定による注意点として、業務用、企業等は対象外とあるが、国の機関、地方自治体の施設などは対象か。

A4-3 対象となるのは一般家庭（世帯）です。対象外の例として業務用、企業等と記載しており、施設なども対象外となります。

Q4-4 一般家庭と業務用との具体的なボーダーラインは設けているか（例：飲食店や美容室の控室や給湯室は対象になるか）

A4-4 飲食店や美容室の控室や給湯室は対象外です。なお、飲食店や美容室が住居と一緒にになっている場合で、使用の区別出来ないのであれば支援対象としていただいても大丈夫です。

Q4-5 支援対象が一般家庭となっているが、契約名称がみなし法人名（商店、個人の自動車整備業）で、自宅での使用がある場合は支援の対象とみなして良いか。

A4-5 商店や自動車整備場が自宅と一緒にになっている場合で、使用の区別が出来ないのであれば支援対象としていただいても大丈夫です。

●2世帯住宅の場合

Q5-1 2世帯住宅は、それぞれの世帯が対象となるのか。

A5-1 同敷地内であっても、世帯毎に契約（メーター）していれば、それぞれ対象となります。

●1世帯に複数メーターがある場合

Q6-1 1世帯に複数メーターを取り付けているケースがあり、当社では1メーターを1顧客としているが、今回の値引き対象となるか。

A6-1 複数メーターを取り付けているケースであっても、対象は1世帯となります。

●社宅や寮の場合

Q7-1 集合住宅で会社が契約している場合は対象になるか？

A7-1 入居者と直接契約していないのであれば対象外です。

Q7-2 法人名での契約ですが、社宅として利用しており、用途を家庭用としている場合は値引き対象という認識で問題ないか。

A7-2 社宅の場合であっても、入居者自身と契約していれば対象ですが、法人（会社）と契約している場合は対象外です。

●値引きの明示について

Q8-1 消費者への値引き処理の通知に関しては、検針票及び請求書への明記、通知でもよいか。

A8-1 検針票や請求書に、次の例を参考に明記していただければ大丈夫です。

「茨城県の支援で、600円値引き（各世帯1回のみ）されています」

Q8-2 検針票等に値引き額の明示「茨城県の支援で、600 円値引き（各世帯 1 回のみ）されています。」の記載が困難な場合の対応は。

A8-2 文言の短縮（例「県の支援で 600 円値引き」）か、検針票への別紙の添付（募集要領参照）をご検討ください。

●値引き額について

Q9-1 「税抜き額から値引きする場合」と「税込み額から値引きする場合」で値引き額に違いはあるか。

A9-1 「税抜き額から値引きする場合」は 600 円、「税込み額から値引きする場合」は 660 円の値引きを行ってください。守られないと支援金額が少なくなる場合があります。

《税抜き 5,000 円、税込み 5,500 円の場合の例》

①税抜き額から値引きする場合

$$\begin{array}{r} 5,000 \text{ 円 (元値)} - 600 \text{ 円 (値引き)} = 4,400 \text{ 円} \\ \text{消費税} \quad 440 \text{ 円} \\ \hline \text{利用世帯への請求額} \quad 4,840 \text{ 円} \end{array}$$

②税込み額から値引きする場合

$$\begin{array}{r} 5,000 \text{ 円 (元値)} + 500 \text{ 円 (消費税)} - 660 \text{ 円 (値引き)} = 4,840 \text{ 円} \\ \hline \text{利用世帯への請求額} \quad 4,840 \text{ 円} \end{array}$$

●値引きの事実が確認できるもの

Q10-1 実績報告書兼請求書提出後に、事務局が無作為に選んだ利用世帯（3 件程度）について、値引きの事実が確認できるものを提出することとなっているが、こういった資料を提出するのか。

A10-1 値引き額を明示した紙の検針票のコピー、ハンディ機のデータをパソコンに取り込み値引き額が明示された画面のスクリーンショット等をご提出ください。

●支援金について

Q11-1 値引き分原資等として事業者へ交付される支援金は、売上（課税対象）として扱うのか？

A11-1 一般的に国や地方公共団体からの支援金等は不課税のため、売上計上は必要ありませんが、個別の対応については税理士やお近くの税務署等へお問い合わせください。